

地域の会第125回定例会 資料

平成25年11月6日
原子力規制委員会
原子力規制庁

資料1：前回定例会（10月2日）以降の原子力規制庁の動き

資料2：原子力規制庁の主な対応（10月2日以降）
（東京電力福島第一原子力発電所関連）

資料3：放射線モニタリング情報

前回定例会（10月2日）以降の原子力規制庁の動き

平成25年11月6日
 柏崎刈羽原子力規制事務所

【原子力規制委員会】

（10月16日）

- ・平成25年度原子力総合防災訓練の実施結果について報告
- ・地域の防災計画の充実に向けた取組状況について報告【別添1】

（10月23日）

- ・独立行政法人原子力安全基盤機構が行う業務を原子力規制委員会へ移管させるため、機構の業務を規制委員会に移管するための原子炉等規制法の改正など、関係法律の規定について所要の規定の整備を行うことが了承

（10月30日）

- ・平成25年度第2四半期の保安検査の実施状況について報告【別添2】

【原子力規制委員会 検討チーム等】

○原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合

10月3日	第28回会合	10月8日	第29回会合
10月9日	第30回会合	10月10日	第31回会合
10月15日	第32回会合	10月16日	第33回会合
10月17日	第34回会合、現地調査（高浜発電所）		
10月18日	現地調査（泊発電所 3号炉）		
10月22日	第35回会合	10月23日	第36回会合
10月24日	第37回会合		
10月26日	現地調査（伊方発電所 3号炉）		
10月29日	第38回会合	10月30日	第39回会合
10月31日	第40回会合	11月1日	第41回会合
11月5日	第42回会合		

【柏崎刈羽原子力発電所 6・7号炉 審査状況】

10月11日 柏崎刈羽原子力発電所6、7号機に関する新規制基準適合性審査の進め方に係る意見交換

10月15日	第1回ヒアリング	10月16日	第2回ヒアリング
10月17日	第3回ヒアリング	10月21日	第4回ヒアリング
10月22日	第5回ヒアリング	10月23日	第6回ヒアリング
10月24日	第7回ヒアリング	10月28日	第8回ヒアリング

○設計・建設規格及び材料規格の技術評価に関する検討チーム

「今後の原子力規制委員会における民間規格の活用について」（平成25年6月19日 原子力規制委員会了承）及び「民間規格の技術評価の実施に係る計画について」（平成25年8月28日 原子力規制委員会了承）を踏まえ、民間規格が規制上の要求を充足するものか否か等の評価を行う「技術評価」を、確認することとしています。

10月17日 第1回会合

○発電用原子炉施設の新安全規制の制度整備に関する検討チーム

10月24日 第12回会合

【原子力規制委員会ホームページ】

（10月21日）

○原子力規制庁職員（経験者）の公募について

原子力規制行政の充実・強化を図るため、規制基準への適合性審査（耐震審査を含む）、原子力施設の保安検査等を行う職員を募集します。

採用予定人数 10名程度（予定）

採用予定時期 平成26年1月以降（予定）

募集期間 平成25年10月21日（月）～平成25年11月29日（金）

以 上

地域防災計画等の充実化に向けた取組状況について

平成25年10月16日

原子力規制庁

1. 経緯等

9月3日の原子力防災会議において、政府を挙げて地域の防災計画の充実を支援する方針を決定。これを受けて、内閣府原子力災害対策担当室が、原子力発電所の所在する地域毎に問題解決のためのワーキング・チームを設置し、関係府省庁による支援の取組を開始。

各地域に共通する課題について、内閣府、原子力規制庁、警察庁、消防庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、海上保安庁、防衛省による原子力防災会議連絡会議コアメンバー会議が「共通課題についての対応方針」を作成し、10月9日の第2回合同ワーキング・チームにおいて各地域に説明。

今後、地域毎にワーキング・チームを開催し、この対応方針に基づき、地域毎の状況に応じた避難計画の具体化を進めていくこととしている。

2. 「共通課題についての対応方針」の主な内容

- (1) 市町村が作る住民の避難計画の基本的項目を例示
- (2) 病院や社会福祉施設等の入所者の避難先等を調整する地域の組織を設ける
- (3) 緊急時の輸送手段確保のため、国交省と内閣府から輸送関係団体への協力依頼を実施する
- (4) 各地域で自衛隊等の実動組織と自治体担当者による緊急時搬送に関する具体的調整を開始する
- (5) 民間企業等の社員がバス等の運転等により住民避難を支援する場合の被ばく線量の目安を提示（公衆の被ばく限度と同じ1ミリシーベルトを目安とする）
- (6) PAZ 圏内住民への安定ヨウ素剤の事前配付について、自治体の住民説明会実施を支援する
- (7) スクリーニング・除染の解説書を、原子力規制庁が年度内目途で公表する
- (8) 道府県が行う防災資機材整備の交付金について、内閣府は執行の弾力化を検討する

共通課題についての対応方針

平成25年10月9日

原子力防災会議連絡会議コアメンバー会議

1. 避難計画の項目等

市町村の避難計画の具体的内容は、住民、県、国、防災業務関係者が共通して認識することが必要となるため、市町村は、避難計画の基本的な項目について速やかに作成・公表し、周知を図る必要がある。

そして、基本的項目以外についても、通勤者や観光客等の避難、自然災害との複合災害が発生した場合の避難、避難が困難となる地域固有の気象条件下での避難など、様々なケースについて順次検討を進めることが大切である。

一方で、行政機関等による避難等のオペレーションにおいては、避難計画の他にも様々な情報を活用して防護対策を講じていくこととなるので、緊急時における迅速・円滑な対応のため、具体的な対応を念頭に、国、道府県、市町村、防災業務関係者が連携して、関係情報を収集・整備し、訓練やシミュレーション等を通じて、実効性・有効性を確認しながら、関係情報の収集等を継続的に充実・改善していくことが重要である。

(1) 市町村が作成する住民の避難計画の基本的項目

① 地区別の避難住民の避難先等の一覧表

- ・避難行動の単位となる対象地区別に、人口・世帯数、避難行動要支援者数、(集団で避難する場合の)一時集合場所、一時集合場所の住所、避難先、避難先の住所、避難経路(使用道路など)、等を記載し、一覧表として整理する。
- ・PAZとUPZの別、原子力発電所からの距離、原子力発電所からの方角を記載する。
- ・人口や世帯数は変動するため、時点を明記し定期的に更新する。
- ・先行する自治体の記載例は別紙1のとおり。

② 住民への避難情報の伝達手段、移動手手段、事前周知事項

- ・住民への避難指示等の伝達手段や伝達経路を記載する。
- ・住民の移動手手段(自家用車の扱い含む)を記載する。
- ・避難に当たっての住民へ周知事項のうちあらかじめ周知が可能な一般的な内容について記載する。

(2) 円滑な避難等オペレーションのため関係者で整理・収集する情報

原子力災害対策指針で示された防護措置実施の流れを踏まえて、各段階で関係者の状況認識の統一を図るためや意思決定を行うための基本情報例は、別紙2のとおり。なお、既に地域防災計画及び同資料編に記載されている項目も多いため、既存の情報を整理し、不足する情報の収集等を進める。

2. 避難行動要支援者の避難支援

(1) 基本的な考え方

① 避難行動要支援者への対応

災対法の改正により、避難行動要支援者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものをいう。）の名簿の作成が市町村長に義務付けられるとともに、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月内閣府（防災担当）作成。別紙3。）において、避難行動支援のために取り組むべき事項が示されている。

避難行動要支援者については、原子力災害時についても、取組指針を活用し対応する。

② 「施設敷地緊急事態要避難者」の考え方

原子力災害対策指針（平成25年9月5日改正）における施設敷地緊急事態要避難者には、避難行動要支援者のうち、避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない者が規定されている。

ここに言う「避難の実施に通常以上の時間がかかる」場合とは、例えば入院患者のように避難先が同等の設備・体制を有する病院等に限定され、その移動手段として特別な車両等を要するような、他の住民の避難に比べて実施に時間を要するケースを想定している。従って、自ら避難できる者はもちろんのこと、例えば、避難行動要支援者であっても家族や周辺住民等の支援により、他の住民と一緒に避難ができる者は、施設敷地緊急事態要避難者に該当しない。

③ 原子力災害時に避難行動要支援者を避難させる場合の考え方

避難行動要支援者の避難は、あらかじめ体制等を整備し、発災時に迅速かつ円滑な避難支援を行うというのが基本である。

その上で、原子力災害時については、避難の実施によりかえって避難しなかった場合に比べ避難行動要支援者の健康リスクが高まるということがないよう、避難に要する資機材や医療・看護体制、及び安全な搬送手段が確保された場合に避難を開始する。

(2) 原子力災害に特有な事項として検討すべき事項

① 医療機関・社会福祉施設等による避難準備

重点区域内にある、病院等の医療機関や社会福祉施設等（以下、「入所施設」という。）は、入院患者・入所者の避難に関する計画をあらかじめ作成する。

この計画においては、入院患者・入所者の受入れに足る十分な避難先施設をあらかじめ決めておくとともに、避難により健康リスクが高まらなると施設長又は施設管理責任者が判断する入院患者・入所者を、原則として重点区域外の同等の施設に避難させる体制を整備することが望ましい。

先行する自治体が生している社会福祉法人のための避難計画作成マニュアルの項目は別紙4のとおり。

② 自治体による補完体制の整備（調整委員会の設置）

道府県及び市町村の保健福祉部等は、行政区域内にある入所施設の避難の計画をあらかじめ把握するとともに、原子力災害時に各入所施設の避難が計画通り実施出来ない場合に備えて、緊急時に搬送先や搬送手段の調整を行う調整委員会の設置等の体制を、あらかじめ整備する。先行する自治体の取組は、別紙5のとおり。

この調整委員会は、緊急時に入院患者・入所者の受入れ先や移動手段の調整を行うとともに、平常時においても、各入所施設がそれぞれの避難先を確保するための調整機能を担うことが期待される。

③ 国による支援

福島事故においては、国は、入院患者・入所者の広域避難に当たって、関係団体と連携しつつ、避難先施設の特定、受入可能人数の把握、応援職員の派遣可能人数等を集約し、被災地域の自治体に情報提供を行ったほか、広域医療搬送を行った。また、被災地域の医療体制を確保するため、病院において定員以上に入院させること、病室以外の場所に入院させること、病床の種別に関わらず入院させること等の医療法の取扱いについて各自治体に通知した（別紙6）。

これらの事例を踏まえ、国は、被災地の状況や応急対策の実施状況を把握しつつ、適時に同様な支援を行う。

3. 避難のための搬送等への支援

(1) 民間企業等との搬送協力協定

避難行動要支援者を含む住民や医療機関・社会福祉施設等の入院患者・入所者の避難の際の移動手段については、道府県及び市町村において、必要となる搬送需要をあらかじめ把握し、これに対応する搬送力の確保を図ることが基本となる。

具体的には、道府県及び市町村が自ら所有するバス等の車両等を用いたり、民間企業や他の自治体からバス等の搬送力を提供してもらうこととなる。その際、民間企業等からバス等の車両等のみが提供されておりその運転手等が不足する場合を想定して、大型免許を所有する自治体職員（他の自治体からの応援含む）が運転等するなど、緊急時のバス等の車両等の運転手等の手配について検討する。

また、災害対策基本法第86条の14の規定に基づき、知事は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、被災者の運送を要請・指示することも出来る。先行する自治体の対応事例を別紙7に示す。

(2) 民間企業の運転手等の被ばく線量の目安

民間企業等から車両等と共にその運転手等を提供してもらう際、運転手等の被ばくの線量の目安と、被ばくした場合の責任を明確化してほしいという要望があることから、これを整理すると次のとおり。

民間企業の運転手等は、放射線業務従事者や防災業務関係者とは異なり一般公衆の被ばく線量管理の考え方の適用が適当であることから、道府県及び市町村が民間企業との協力協定を締結する際に前提とする運転手等の被ばく線量の管理の目安は、ICRP勧告における平時（計画被ばく状況）の一般公衆の被ばく線量限度である1ミリシーベルトを基本とする。

管理の目安を超えて被ばくすることがないように、運転手等には、防護服や個人線量計等の装備を自治体から提供し、運転手等の雇用者は、個人線量計による被ばく線量が1ミリシーベルトを超えないよう管理する。

また、放射線及び放射線防護についての知識の取得が重要であることから、原子力規制庁や道府県及び市町村は、研修等の機会を提供する。

(3) 国の支援の考え方

①第一に、平常時の防災体制整備の一環として、国土交通省及び内閣府原子力防災は、連名で、主要な運輸業界団体等に、書面で災害時の住民等の搬送への協力要請を行う。

また、各地域において道府県及び市町村が民間企業等に原子力災害時の協力を依頼したが、民間企業から了解が得られない場合には、当該民間企業の業所管省庁の担当者を入れて、改めて協力を依頼する。（今後、各ワーキングチームにおいて具体的な課題を洗い出し、必要に応じて対応する。）

また、民間企業等の協力を得るに当たって、上記の線量基準以外の課題がある場合には、その課題の解決を支援する。（今後、各ワーキングチームにおいて具体的な課題を洗い出し、必要に応じて対応する。）

円滑な避難のための方策や関係法令の弾力的運用についても、各ワーキングチームにおける具体的な問題提起を踏まえて、あらかじめ検討する。

②第二に、国土交通省は、道府県が自県での輸送力では不足し他県から配車する場合等、各道府県で対応出来ない場合に、原子力災害対策本部を通じた要請に基づき、輸送手段の手配を行う。また、国土交通省は、当該避難輸送に従事する車両について、臨時の営業区域の設定を認めるものとする。

③第三に、原子力災害時において、道府県及び市町村による手配だけでは不足する搬送能力、及び特に国による搬送支援を要請する可能性が高い具体的な搬送については、知事からの要請に基づき、国の実動省庁が対応する。ただし、原子力災害時において、どの程度の搬送力を、どのタイミングで提供できるかは、当該実動省庁が発災時に置かれている状況や業務の優先順位に依ることに留意する必要がある。

緊急時の対応を円滑化するため、自治体は、知事による実動省庁への災害派遣要請についての手順、連絡調整窓口、連絡の方法（ワンストップ化）を平常時より取り決めておくとともに、避難に係る搬送輸送に関しどのような支援が必要となるかについて、平常時から、搬送需要と自治体が手配できる搬送力を整理した上で、実動省庁の担当者に対し具体的に説明し、認識の共有を図ることが必要である。（今後、各ワーキングチームにおいて具体的なマッチングを図っていく。）

なお、以上の取組によっても住民の避難手段が不足する場合であって、自治体において民間企業等から提供された車両等のみがある場合（運転手等が手当出来ず当該車両等を利用できない場合）には、国は、自治体の要請に基づき各省庁の大型免許を有する者の派遣を協議したり、自治体からの車両等の提供を受け実動省庁が行う対応に利用することも検討する。

4. 住民等の避難支援要請に対する国の体制強化

原子力緊急事態宣言（原災法15条事象）以降は、国の原子力災害対策本部が設置され、道府県や市町村の要請がある場合には、原子力災害対策本部（実動対処班、住民安全班）が住民等の避難支援の調整を行うこととなる。

道府県の対応能力を超える避難等に係る調整について、国としても、補完的な対応の仕組みを構築し、訓練等を通じて対応能力を高める。

5. P A Z圏住民への安定ヨウ素剤の事前配付

P A Z圏住民への安定ヨウ素剤の事前配付については、自治体職員への「解説書」の説明や医師等への協力依頼の取組を行う。これらの取組は、特に、安定ヨウ素剤配付のための住民説明会を実施する目途が立っている自治体への対応を優先する。

解説書に関する自治体からの質問及びそれに対する回答は別紙8のとおりであり、これを踏まえ修正・追記した解説書（別紙9参照）について、上述の説明を行う。

6. スクリーニング実施の支援体制

住民等のスクリーニング（含む除染）については、原子力災害対策指針に示された考え方等を踏まえ、原子力規制庁が今年度内を目途に解説書を作成・公表する。

実施については、必要な資機材を内閣府原子力防災の緊急時安全対策交付金を活用して道府県が整備し、自治体と原子力事業者が、国の協力と指定公共機関（JNES、放医研、JAEA）の支援の元に行く。国の協力は、道府県の地域防災計画及び要請を踏まえて必要な協力を実施する。

7. 避難に必要なインフラ、設備、物資の整備・備蓄等

避難に必要なインフラ、設備、物資の備蓄等への国の支援については、複合災害も視野に入れて、各ワーキングチームにおいて自治体の具体的ニーズを確認した上で対応することを基本とする。

内閣府原子力防災は、道府県に対する緊急時安全対策交付金を通じて自治体（消防を含む）の原子力防災資機材の整備を引き続き支援すると共に、交付対象となるものを明確化する。また、広域避難を念頭に、避難先自治体における防災資機材の整備についても同交付金が活用できるよう、交付規程の見直し等の必要な措置を講じる。（現在の運用は別紙10）

以上では十分に対応できないものについては、個別具体的なニーズを踏まえて、追加的な支援実施の可能性を検討する。

資料3

平成25年10月30日
原子力規制庁

平成25年度第2四半期の保安検査の実施状況について

平成25年度第2四半期（7月～9月）に実施した核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に基づく保安検査の結果等を報告する。

I. 発電用原子炉施設に係る保安検査について（別添1参照）

1. 発電用原子炉施設（特定原子力施設に係るものを除く）

（1）平成25年度第2回保安検査の結果

①検査の目的

原子力発電所の安全を確保するために発電用原子炉設置者及びその従業者が守らなければならない保安規定^{※1}の遵守状況に関して、原子炉等規制法第43条の3の24第5項の規定に基づき、確認を行うものである。

※1 保安規定は、以下の業務等が定められている。

品質保証、体制及び評価、運転管理業務、燃料管理業務、放射性廃棄物管理業務、放射線管理業務、保守管理業務、緊急時の措置、保安教育、記録及び報告

②検査実施期間及び検査実施者

別表1に示す期間（2週間程度）、各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

③検査内容

別表1に示すとおり、各原子力規制事務所が発電所ごとに、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

なお、今年度、各原子力規制事務所共通で実施することとしている「東京電力（株）福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策等の実施状況」及び「長期停止に伴う特別な保全計画の策定と実施状況」について計画に従って確認した。

④検査結果

検査の結果、高速増殖原型炉もんじゅにおいて保安規定違反に該当する事象を確認した。

昨年11月に発生した点検時期の超過事案に関し、平成25年5月29日、原子力規制委員会は、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）に対し、保守管理体制の再構築等の命令を決定した。今回の保安検査において、機構から、クラス1機器を含む15機器（補助冷却設備（ACS））について、保全計画に定められた点検頻度、点検時期を遵守した点検が

行われていない事案を確認し、速やかに点検したとの報告を受けた。

原因は、担当者による点検計画表への点検時期の誤入力であり、当委員会の命令に対応するため機構は「未点検機器個数確定のための再確認作業要領書」等を定め、所内の体制を整え作業を行った結果、発電用原子炉主任技術者等による抜取調査により本年7月に本件を認識したものの。

本事案は、原子炉等規制法第43条の3の22第1項（原子炉施設の保全）及び第43条の3の24第4項（保安規定の遵守）違反に該当するものであり、過去2回の保安検査で同様の事案を確認し、既に措置命令等により対応を求めており、今後の保安検査において、機構による対応状況を確認していく。

また、その他の発電所における保安検査結果は別表1に示すとおりである。このうち「監視」^{※2}に該当する事象が、東北電力株式会社東通原子力発電所において1件（「女川原子力発電所の不適合に対する東通原子力発電所における予防処置の一部未検討」）及び四国電力株式会社伊方発電所において1件（「伊方発電所における品質記録に係る保存期間の不適切な取り扱い」）、合計2件確認された。詳細な内容は、別表2のとおり。

※2 保安規定違反のうち、影響が軽微な場合には「監視」として区分している。

（2）安全確保上重要な行為の保安検査結果について

①検査内容

今回の検査においては、別表3に示す発電所（号機）に対し、保安活動の実施状況に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

②検査結果

検査の結果、各発電所（号機）においては、所内で定められた手順書等に従い、安全確保上重要な行為の保安活動が適切に実施されており、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

なお、関西電力株式会社大飯発電所第3号機に対する安全確保上重要な行為の保安検査実施中の9月5日、同号機において、主タービングランド部からの蒸気漏れが発生した。本事象は、主タービングランド蒸気系統の隔離作業を実施した際に、中央制御室運転員がバウンダリ弁であったグランド蒸気止め弁を手順書の操作順序に従わず開放したため、主タービンの低圧タービングランド部から補助蒸気が漏れ出し、「3号低圧タービン部」火災警報が発信したものである。当該運転員が手順書を遵守せずに操作したことが直接の原因であるが、その背景には、当該グランド蒸気止め弁がバウンダリ弁であることを当該運転員が認識していなかったことを確認した。事業者は、本操作においてダブルチェック等の抑止力がなかったことも踏まえ、短期的な再発防止策を策定し、9月6日から運用を開始するとともに、他号機にも同様の再発防止策を講じた。さらに、事業者は本年11月末までに根本原因分析を行い、再発防止に努めるとしており、今後の保安検査において、不適合管理の実施状況について確認していくこととする。

（3）保安検査期間外の保安規定違反について

平成25年度第2四半期では、保安検査期間外において、保安規定違反に該当する事象は認められなかった。

2. 特定原子力施設（東京電力株式会社福島第一原子力発電所）

（1）平成25年度第1回保安検査の結果

①検査の目的

平成25年8月14日に認可された、福島第一原子力発電所に設置する特定原子力施設の実施計画（以下「実施計画」という。）に定める保安のための措置^{※3}の実施状況に関して、原子炉等規制法第64条の3第7項の規定に基づき、確認を行うものである。

※3 実施計画第三章「特定原子力施設の保安」に定められている、従来の保安規定に相当する部分。

②検査実施期間及び検査実施者

別表4に示す期間、福島第一原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官他が実施した。

③検査内容

別表4に示すとおり、福島第一原子力規制事務所が、実施計画に定める保安のための措置に着目した検査項目を設定し、施設への立入り、物件検査、関係者への質問を行い、実施計画に定める保安の措置の実施状況を確認した。

④検査結果

検査の結果は、別表4に示すとおりである。このうち「監視」^{※4}に該当する事象が1件（「H4タンクエリアで掘削回収した汚染土壌の不適切な仮保管」）確認された。詳細な内容は、別表5のとおり。

※4 実施計画違反（実施計画に定める保安の措置が実施されていない場合をいう。）のうち、影響が軽微な場合には「監視」として区分している。

なお、東京電力株式会社福島第一原子力発電所における汚染水問題に対しては、原子力規制委員会に設置している特定原子力施設監視・評価検討会汚染水対策ワーキンググループにおける議論を踏まえ、事業者が適切に原因究明、再発防止策等を検討し実施しているかについて、今後の保安検査及び保安調査において引き続き確認していくこととする。

特に、大量の汚染水を漏えいさせるなど事業者による漏えい検知方法、体制等に問題があった点については、保守管理上の問題として次回以降の保安検査において厳格に確認していく。

（2）保安検査期間外の実施計画違反について

平成25年度第2四半期では、保安検査期間外において、実施計画違反に該当する事象は認められなかった。

3. 運転上の制限の逸脱に対する立入検査結果等について

（1）中部電力株式会社浜岡原子力発電所

①検査内容

中部電力株式会社浜岡原子力発電所5号機において、平成25年7月24日17時17分頃、非常用ディーゼル発電機（C）の定例試験終了後、運転員が燃料油の漏えいを確認したため、漏えい原因を調査するため燃料油供給元弁を閉止した。この措置により、当該非常用ディーゼル発電機が使用できない状態となったことから、保安規定で要求される非常用ディーゼル発電機の待機台数

を満足せず、運転上の制限を逸脱（事業者は17時22分に運転上の制限の逸脱を宣言）した。

原子力規制庁は、保安規定に定める運転上の制限の逸脱時の措置が適切に実施されていることを確認するため、立入検査を実施した。

②検査結果

原子力規制庁は、事業者が保安規定により要求されている措置（動作可能な状態への速やかな復旧）に関する作業（燃料油の漏えい原因となった、圧力調整弁の復旧作業及びディーゼル発電機が正常に作動することの確認）を手順書どおり実施したことを確認した。また、事業者が復旧作業を完了し、平成25年7月26日3時27分に当該非常用ディーゼル発電機が待機状態となったことから、同号機が運転上の制限の逸脱状態から復帰したことを確認した。

(2) 関西電力株式会社大飯発電所

①検査内容

定期検査のために出力降下中の関西電力株式会社大飯発電所3号機において、平成25年9月2日18時19分頃、原子炉内の出力が不均一になったことを示す警報（1/4中性子束偏差大[※]）が発信し、保安規定で要求される炉心出力の偏りに係る制限値を満足しない状態となったことから、運転上の制限を逸脱（事業者は18時35分に運転上の制限の逸脱を宣言）した。

原子力規制庁は、同号機に対して実施中だった安全確保上重要な行為の保安検査の中で、保安規定に定める運転上の制限の逸脱時の措置が適切に実施されていることを確認するため、検査を実施した。

※1/4中性子束偏差：原子炉内で燃料が均一に燃焼していることを確認する指標。

②検査結果

原子力規制庁は、事業者が保安規定により要求されている措置（原子炉の状態を確認し、状態に応じて出力を降下させる等）を手順書どおり実施したことを確認した。また、事業者が安全側の措置として原子炉の停止操作を継続し、平成25年9月2日19時35分に原子炉出力が50%以下となったことから、同号機が運転上の制限の逸脱状態から復帰したことを確認した。

(3) 高速増殖原型炉もんじゅ

①検査内容

高速増殖原型炉もんじゅ（原子炉低温停止中）において、平成25年9月18日11時10分頃、炉外燃料貯蔵設備（以下「EVST」という。）の差圧式ガスサンプリング型ナトリウム漏えい検出器の入口手動弁が閉となり、当該検出器の指示値が0kPaとなったため、保安規定に定めるナトリウム漏えい監視装置が動作可能であることを満足せず、運転上の制限を逸脱（事業者は11時35分に運転上の制限の逸脱を宣言）した。

原子力規制庁は、同機に対して実施中だった平成25年度第2回保安検査の中で、保安規定に定める運転上の制限の逸脱時の措置が適切に実施されていることを確認するため、検査を実施した。

②検査結果

原子力規制庁は、運転上の制限の逸脱が発生している間、事業者が異常時運転手順書に基づき、当該漏えい検出器の代わりにEVST液面計で漏えいを監視していること等、保安規定で要求される措置を適切に行っていることを確認した。また、当該弁を開とし系統確認を実施し、同日12時32分に運転上の制限

の逸脱状態から復帰との連絡を受け、当該検出器の指示値が正常値を示していること、ナトリウム漏えいが発生していないことを確認した。原因及び再発防止対策等については、今後確認する。

Ⅱ. 核燃料施設等に係る保安検査について（別添2参照）

1. 平成25年度第2回保安検査の結果

（1）検査の目的

加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設（廃止措置中のもの）、再処理施設、廃棄物埋設施設、廃棄物管理施設及び核燃料物質の使用施設（以下「核燃料施設等」という。）に係る原子力安全を確保するために、加工事業者、試験研究用等原子炉設置者、発電用原子炉設置者、再処理事業者、廃棄事業者、使用者及びそれらの従業者が守らなければならない保安規定の遵守状況に関して、原子炉等規制法第22条第5項、第37条第5項、第43条の3の24第5項、第50条第5項、第51条の18第5項又は第56条の3第5項の規定に基づき、確認を行うものである。

（2）検査実施期間及び検査実施者

別添2に示す期間において、各原子力規制事務所に駐在している原子力保安検査官、安全規制管理官（試験研究炉・再処理・加工・使用担当）付及び安全規制管理官（廃棄物・貯蔵・輸送担当）付に所属する原子力保安検査官他が実施した。

（3）検査内容

今回の検査においては、別添2に示すとおり事業所ごとに、保安活動の実施状況に着目した検査項目及び重点検査項目等を設定し、施設への立入り、物件検査及び関係者への質問を行い、保安規定の遵守状況を確認した。

（4）検査結果

検査結果は、別添2に示すとおりである。核燃料施設等に関して、保安規定違反に該当する事項は認められなかった。

2. 保安検査期間外の保安規定違反について

平成25年度第2四半期では、保安検査期間外において、保安規定違反の「違反」に該当する事象は認められなかった。

発電所名	東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所
検査実施期間	8月30日(金) ~ 9月13日(金)
検査項目	<p>1) 基本検査項目(下線は保安検査基本方針に基づく検査項目。)</p> <p>①緊急安全対策等の実施内容 ②放射線管理の実施状況 ③緊急時の措置に関する状況確認(抜き打ち検査)</p> <p>2) 追加検査項目 5号機中央制御室非常用換気空調系の運転上の制限の不遵守に係る組織要因を踏まえた是正措置及び予防措置について</p>
検査結果 (報告書の総合評価部分を抜粋)	<p>今回の保安検査においては、「緊急安全対策等の実施内容」等を基本検査項目として選定し、検査を実施した。「緊急安全対策等の実施内容」に係る検査では、原子炉設置者が策定した「柏崎刈羽原子力発電所における緊急安全対策(実施報告書)」(平成23年4月21日報告、5月2日補正報告)に記載されている対策等について、平成24年度第4回保安検査以降の実施状況を検査し、それぞれの対策が計画的に実施されており、止水対策の防潮堤の本体工事及び全号機の水素爆発防止対策の水素濃度計設置工事が完了し、また、除熱機能確保のための荒浜側の防火水槽の増設工事が計画どおり進められていることを確認した。</p> <p>また、電源機能等喪失時における原子炉施設の保全のための資機材の配備・点検状況、活動を行う各班の要員に対する個別訓練が年度計画に従い実施されていることを記録及び現場立会により確認した。</p> <p>「放射線管理の実施状況」に係る検査では、「管理区域の設定及び解除」、「管理区域内における区域区分」、「管理区域内における特別処置」に係る業務の実施状況について検査を行った。</p> <p>検査の結果、当該業務は、「放射線管理区域管理マニュアル」に基づき実施され、管理区域の設定及び解除の手続き、管理区域内における区域区分と特別処置がなされていることを設定及び解除の各承認書、確認チェックシート、測定記録等から確認した。また、現場においては、承認された通りに標識による管理区域の区別、区画、施錠がなされていることを確認した。</p> <p>「抜き打ち検査」に係る検査では、緊急時における発電所内の被ばく管理等に必要な原子力防災資機材及び要員が確保されているかについて検査を行った。</p> <p>防災資機材の整備状況については、可搬型放射線測定資機材、個人用外部被ばく線量測定器の数量、校正状況について抜き取りで確認した結果、指定された保管場所に保管管理されるとともに、点検・校正が計画に基づき適切に行われており、使用可能な状態で維持管理されていることを確認した。</p> <p>原子力災害発生時に測定を担当する要員については、9月1日付けで行われた発電所組織の変更にとりまなう要員の見直しが発電所長の承認を得て行われ必要な要員が確保されているとともに、「平成25年度防災訓練計画書」等に基づき教育、訓練が計画通り実施されていることを確認した。</p> <p>追加検査項目として選定した「5号機中央制御室非常用換気空調系の運転上の制限の不遵守について」に係る検査では、平成24年8月13日に原子炉設置者から報告された「柏崎刈羽原子力発電所5号機中央制御室非常用換気空調系の運転に係る保安規定違反に関する直接要因、組織体制に起因する根本原因及び再発防止策について」において、本年3月までに対策を行うとしていた「組織要因を踏まえた是正措置及び予防措置」に対する対策の実施状況について検査を行った。</p> <p>検査の結果、保安規定やマニュアルの新規作成時及び改定時に、保安規定に関連する各機器に対する要求事項を明確化するとともに、業務における役割分担の明確化を行う仕組みが「継続的なマニュアル類の改善取組みガイド」で定められ、運用が開始されていることを確認した。なお、これらの再発防止対策</p>

の有効性評価は、平成26年4月までに行われることを確認した。

また、その他の検査として、平成22年度以降の監視4件についても確認を行い、設計管理における不備については、原子炉設置者の有効性評価が平成25年度末に終了予定となっていることから、引き続き保安検査等で確認することとし、残り3件については改善措置の対策が完了していることを確認した。

保安検査実施期間中の日々の運転管理状況については、原子炉設置者から施設の運転管理状況の聴取、運転記録の確認、立会等を行った結果、特段問題がないことを確認した。

以上のことから、平成25年度第2回保安検査を実施した結果を総括すると、原子炉設置者の保安活動の実施状況は良好と評価する。